

令和7年神審第5号

裁 決

モーターボートA被引ウェイクサーファー負傷事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官熊谷貴樹出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和6年8月4日10時40分

滋賀県琵琶湖南部

2 船舶の要目

船種 船名 モーターボートA

総トン数 1.7トン

登録長 5.81メートル

機関の種類 ディーゼル機関

出力 236キロワット

3 事実の経過

Aは、船内機を有し、船体中央部に操縦区画を設け、同区画右舷側に舵輪、その右側に機関遠隔操縦装置をそれぞれ備えたFRP製プレジャーモーターボートで、a受審人が1人で乗り組み、知人5人を乗せ、全員が救命胴衣を着用し、ウェイクサーフィンを行う目的で、船首0.3メートル船尾0.8メートルの喫水をもって、令和6年8月4日10時00分滋賀県大津市苗鹿所在のマリーナ（以下「マリーナ」という。）を発し、マリーナ南東方沖合の遊走水域に向かった。

ところで、ウェイクサーフィンは、ボード上に乗ったウェイクサーファー（以下「サーファー」という。）が、えい航開始時以外はえい航索を放し、船艇等が発する引き波に波乗り状態で連続的に滑走するもので、同波を利用することから、船尾に近いところで滑走するものであった。

a受審人は、10時05分目的の遊走水域に到着後、同乗者4人を操縦区画後部の床面に座らせ、自身は舵輪後方の椅子に腰掛け、船尾から長さ3メートル延出したえい航索をサーファーに保持させてえい航し、サーファーを交替させながらウェイクサーフィンを繰り返した。

a受審人は、10時39分半僅か前滋賀県大津市苗鹿三丁目に所在する標高86メートルの山頂（以下「苗鹿山頂」という。）から143.5度（真方位、以下同じ。）480メートルの地点を発進すると同時に、針路を000度に定め、速力を増しながら、手動操舵によってウェイクサーフィンを始めた。

a受審人は、10時40分僅か前苗鹿山頂から132.5度390メートルの地点に達し、11.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）となったところ、同乗者からサーファーが転倒したとの知らせを受け、機関を中立運転とした。

機関を中立運転としたとき、a受審人は、えい航索を保持したまま転倒したサーファーが船尾至近に引き寄せられていた状況であったが、サーファーは転倒したときにえい航索を放して同至近にいないものと思ひ、サーファーの浮遊位置を確認したのちに機関を後進にかけるなど、サーファーに対する安全確保の措置を十分にとらなかった。

こうして、a受審人は、前進行きあしを止めるために機関を後進にかけたところ、10時40分苗鹿山頂から129.5度370メートルの地点において、Aは、船首が000度を向いたまま、行きあしがなくなったとき、プロペラが船尾至近に引き寄せられていたサーファーの右足に接触した。

当時、天候は晴れで風力2の北西風が吹き、視界は良好であった。

その結果、サーファーは、右半身多発挫創を負った。

(原因及び受審人の行為)

本件サーファー負傷は、琵琶湖南部において、機関を使用する際、サーファーに対する安全確保の措置が不十分で、機関を後進にかけたところ、プロペラが船尾至近に引き寄せられていたサーファーに接触したことによって発生したものである。

a受審人は、琵琶湖南部において、機関を使用する場合、サーファーの浮遊位置を確認したのちに機関を後進にかけるなど、サーファーに対する安全確保の措置を十分にとるべき注意義務があった。しかるに、同人は、サーファーは転倒したときにえい航索を放して船尾至近にいないものと思ひ、サーファーに対する安全確保の措置を十分にとらなかった職務上の過失により、前進行きあしを止めるために機関を後進にかけたところ、プロペラが同至近に引き寄せられていたサーファーに接触する事態を招き、サーファーを負傷させるに至った。

以上の a 受審人の行為に対しては、海難審判法第 3 条の規定により、同法第 4 条第 1 項第 2 号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を 1 か月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和 7 年 1 0 月 3 0 日

神戸地方海難審判所

審判官 阪 本 義 治